

国際帝国主義の侵略反革命・第三世界支配を粉碎し、全世界の帝国主義を打倒せよ！世界プロレタリア革命－世界プロレタリア独裁－共産主義を実現する新しいインターナショナル（世界単一党）を国際階級闘争の最前線に創建せよ！

<p>2月政治アピール …P2~4</p> <p>経済戦略会議批判 ……………P5~6</p> <p>東裁判不当判決弾劾 ……………P7</p>	<p>1999年 2月1日 第523号</p> <p>編集発行人 海路 薫</p> <p>一部 200円</p>	 <p>NOROSHI</p>	<p>共産主義者同盟（全国委員会）</p> <p>■ 大阪戦旗社 大阪市北区本庄西2-8-19 明豊ビル401号 大労協内 TEL(06)6371-3706</p> <p>○郵便振替 00930-0-63333 ○銀行口座 第一勧銀 551-1058150</p>
--	--	--	--

新ガイナライシ関連法案粉碎

周辺事態法を廃す
関西集会

日米帝の支配とたたかうアジア人民に連帯し 生活破壊と侵略反革命戦争への道を突き進む **自立政権と総対決せよ**

周辺事態法を廢案へ 1.21関西集会（1月21日・大阪）

集会名称 • 春一番、新ガイドライン関連法案を吹きとばせ！

2・14 戦争協力を許さないといつどい

日 時・1999年2月14日(日) 午後1時から3時半

場 所・日比谷公会堂

主 催・「2.14戦争協力を許さないつどい」実行委員会

2.14全国闘争へ

全国のたたかう労働者人民の皆さん！日帝ブルジョアジーは、自立政権のもとで、すさまじい攻勢を開始してきた。自立政権は、新ガイドライン関連法案の今通常国会における早期成立のみならず、PKO法の改悪によるPKF参加凍結解除、多国籍軍への参加・協力、改憲に向けた憲法調査委員会の国会への設置など、まさに侵略反革命戦争の準備を全力で推進しようとしている。他方では、戦後最悪の不況のもとで倒産・失業・不安定雇用・賃金切り下げを強制されてきた労働者にさらに犠牲を集中していこうとしている。日帝ブルジョアジーは、このようないくことには、ますます潜在的に拡大しつつある。先進的労働者人民に要請されていることは、この拡大しつつある怒りと抵抗闘争を促進し、自立政権と総対決しつつ、わが国階級闘争の前進を全力で切りひらいでいくことにある。日帝による朝鮮侵略反革命戦争への動きがますます強まるなかで、二・一四全国闘争をはじめとした新ガイドライン関連法案に反対する最も広範な労働者人民の決起を推進し、これをアジア人民に連帯した日本帝国主義との闘争へと領導するために奮闘しよう。まさに労働者の生存をかけた闘争として開始された九九春闘において階級的労働運動の前進をたたかい取り、新ガイドライン関連法案に反対する政治闘争の中心部隊として階級的労働運動の大膽な登場を実現しよう。これらを通して、プロレタリア社会主義革命に向けた布陣を全国・各地に建設するたたかいを大きく前進させていかねばならない。

このような攻防は、わが国における社会主義革命の準備戦、革命に向けたプロレタリアートの「正規の攻団」を組織する党建設の立ち遅れを全力で突破していくことを鋭く要求している。共産同（全国委）は、開始された一九九九年のたたかいの最先頭に立って階級闘争の前進のため奮闘し、そのことを通して自らを鍛えあげ、单一の革命的前衛党を建設していく事業をさらに前進させていく決意である。共にたたかわん！

全国のたたかう労働者人民の皆さん! 戦後最悪の大不況のただなかで、日帝ブルジョアジーは自自由連立政権を発足させ、労働者にますます犠牲を集中しつつ、いよいよ新ガイドライン関連法案(有事立法)の今通常国会での成立に向けて突き進もうとしている。倒産・失業・賃金切り下げという嵐のような攻撃に直面し、生活破壊と将来への不安にさいなまれる労働者の腹の底からの怒りを対政府闘争へと組織し、侵略反革命戦争へと向かう日帝ブルジョアジーとの総力をあげた闘争を切りひらいていこうではないか。

自自由連立政権合意の危険な内容

通常国会が招集される直前の1月14日、自由党の野田幹事長が小渕政権の自治大臣として入閣し、自民党と自由党の連立政権が正式に発足した。この自自由連立政権こそ、日帝ブルジョアジーが直面する危機を突破するために成立させたものである。「リーダーシップのかけらもない」と言われる小渕首相が、自由党の小沢党首の政策をのみこむことで突然改革の機運が生まれた。小渕首相は本人の意図を越えて大改革をなし遂げるのでは」(京セラ名譽会長・稻盛)などと、日帝ブルジョアジーはこの連立政権への期待をあからさまに語り、一月18日には東京・日比谷野音で自自由連立政権を支援するため「がんばろう日本! 国難突破国民大会」なるものを財界や自民党・自由党首脳の総結集で催した。

この自自由連立政権は、これまでの自民党単独政権にくらべても危険きわまりないものである。

両党が連立政権発足の前後において合意した主要な内容は、①新ガイドライン関連法案の通常国会での早期成立、PKFへの参加凍結解除や多国籍軍をも含む国連平和維持活動への積極的な参加・協力、②衆議院の比例代表定数の50人削減、③政府委員制度の廃止と副大臣制の導入、④国会への憲法調査委員会の設置、⑤公務員の二五%削減、さらなる増税を展望した消費税の福祉目的税化、社会福祉・社会保障の改悪などであり、総じて「新保守主義」=新自由主義にもとづく全面的な「改革」の推進を掲げたものである。これらのほとんどは自由党の小沢党首の側が強く要求し、自民党がその多くを受け入れることによって合意された。自自由連立政

権は、昨年秋の臨時国会において不況に対処するための経済関連法案が成立したことを受け、いよいよ日帝の延命のための戦略を国内外にわたくて強力に推進することを課題として発足したのである。

これらの連立合意のなかで最も危険なものは、言うまでもなく侵略反革命戦争の準備に関するものである。両党が合意した「安全保障の基本的な考え方」には、自衛隊の海外における武力行使=侵略反革命戦争出動への道を決定的に拡大していく内容が盛りこまれた。それは第一に、「国連の平和活動への参加については、国際連合の総会あるいは安全保障理事会の決議がありかつ要請がある場合は、武力行使と一体化するものでない限り、積極的に参加・協力することができる」としたことにある。この合意が意味することは、PKO法において凍結されているPKO法(PKO本体業務)への参加を凍結解除するだけではなく、日帝が湾岸戦争において編成されたような多国籍軍への参加にまで踏みきることにある。さらに、これまでの政府の憲法解釈においてすら第九条によって禁止されているはずの「武力行使と一体化する」活動についても、「直接戦闘行動を行うことや、戦闘地域に…直接物資を輸送・補給すること」という極めて狭い範囲に限定している。そうすることによって、直接の戦闘行動以外のほとんどあらゆる形態で参戦することを可能にしようとしているのである。そして、この合意を具体化するためにPKO法の改悪や新法の制定などの法整備を行なっている。

その第二は、「日米安保体制の実効性をよりよく確保するため」に、新ガイドライン関連法案について、「両党間でさらに議論を深め、次に通常国会でこれらの早急な成立、承認を期する」としていることにある。自自由連立政権は、新ガイドライン関連法案を通常国会において何の布陣である。自由党は、船舶の臨検について威嚇(いかく)射撃を可能にすることなど、法案をさらに危険なものに修正することを要求しているが、何よりも通常国会において法案を成立させることを優先することで両党は一致している。

その第三は、この合意をもってさらにな崩し的な政府の憲法解釈の変更が行われるとともに、明文改憲への動きが一举に加速されていくことにある。自由党は、自民党との協議にあたって政府の憲法解釈の変更を要求し、集団的自衛権の行使や海外での武力行使を禁じた憲法九条の制約は国連決議にもとづく平和維持活動には適用されないとして、これを多国籍軍への参加を可能とする根拠として主張した。これに対しても自民党は、口先ではこれまでの政府の憲法解釈を変更しないと言いつつ、なし崩し的な憲法解釈の変更をおし進めることで自由党との合意を成立させた。両党が、国連平和維持活動への積極的参加を突破口として、集団的自衛権や海外での武力行使に関するあらゆる憲法上の制約を取り払い、侵略反革命戦争を自由に発動できるようにしていることは明らかである。

他方で通常国会には、衆議院に憲法調査委員会を設置する法案が上程されようとしており、憲法解釈の変更にとどまらない明文改憲への動きもさらに進行していくであろう。

これ以外の両党の合意事項もまた、決して許せないものである。衆議院の比例代表定数を現在の一〇〇議席から五〇議席削減するという合意は、大政党が得票率をはるかに上回る議席を獲得できる小選挙区の比重を増やすことによつて、二大保守政党制への政党再編を推進するとともに、労働者人民の利害を反映する抵抗政党を国会からさらに徹底して排除していくことを狙うものである。また各省庁の官僚が首相や大臣にかわって国会で答弁できるシステムである

自自由連立政権と対決し 有事立法制定を阻止せよ

政府委員制度を現通常国会の次の国会で廃止し、二〇〇一年に国會議員によって構成された副大臣制度を導入するという合意は、政府への労働者人民の不満を官僚への反発にすりかえつて、日帝の延命戦略を強力に推進する政府の編成を狙うものである。さらに、消費税の福祉目的税化による大増税、年金制度・医療保険制度などの社会保障の改悪、社会福祉制度の改悪など、昨年一二月の経済戦略会議中間報告に示された、

朝鮮侵略反革命戦争を阻止せよ

こうして日帝ブルジョアジーは、昨年の通常国会から継続審議となってきた新ガイドライン関連法案（有事立法）を、いよいよこの一月一九日に始まつた通常国会で成立させようとしている。新ガイドライン関連法案との正念場とも言える攻防を迎えて、先進的労働者人民がしっかりと確認しておかねばならないことは次のことである。日米帝にとって、新ガイドライン関連法案が想定する「周辺事態」とは、遠い将来のことでは決してない。日米帝は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）のミサイル開発と「地下核施設」疑惑なるものを焦点として北朝鮮への軍事的圧力を急速に強めており、今年の春から夏にかけて朝鮮半島への侵略反革命戦争出動の準備を一挙に推進していくこととしている。日米帝は、アジア経済危機のなかで激化するアジア各国での労働者人民の抵抗闘争が社会主義革命運動と結合し、日米帝のアジア支配の根幹を揺るがす事態へと発展することに長期的には備えつつ、当面する焦点を朝鮮半島にすえて、新ガイドライン安保にもとづく共同作戦体制を築きあげていこうとしているのだ。

米帝・クリントンは、一月一九日（米時間）に一般教書演説を行い、米帝が「テロリスト国家」と規定するイラクなどへの憎悪をむきだしにして、「核兵器やミサイルが北朝鮮やインド・パキスタンに拡散することの防止努力を強化しなければならない」と強調した。より具体的には、米帝は昨年一一月の東アジア戦略報告において、北朝鮮に対する軍事的手段を使ふ必要ならば北朝鮮に対して軍事的手段を行使する警告している。現在の焦点は、北朝鮮のミサイル開発と「地下核施設」疑惑なるものである。昨年秋の北朝鮮による人工衛星の打ちあげは、北朝鮮がすでに数千キロの射程を持つミサイルの開発能力を保持しているという意味で、日米帝に衝撃を与えた。一月に来日したコーエン米国防長官は、一四日に高村外相との会談を行ひ、「北朝鮮がミサイル実験の動きを見せた場合には、実験阻止のため日米韓の三国が警報措置を取ること」を確認した。ここで言う「警

労働者人民にますます犠牲を転嫁する諸「改革」が自ら連立政権のもとで推進されてしまうとしている。このような自ら連立政権の危険な性格を全面的に暴露し、これと対決する労働者人民のたたかいを強化し、とりわけ新ガイドライン関連法の制定や憲法調査委員会の設置などの侵略反革命戦争の準備と総対決する広範な決起をつくりだしていくことが火急の任務として要請されているのだ。

告措置」が何であるのか、またその「警戒措置」に北朝鮮が応じなかつた場合にどう対処するのかは明らかにされていない。さらに米帝は、北朝鮮が秘密の「地下核施設」を建設しているといふ新たな「核疑惑」を持ちだし、これに対しても日米韓の三國が緊密に連携して対応することを確認してきた。この新たな「核疑惑」とは、北朝鮮が一九八九年ごろから「地下核施設」を建設し、この施設が完成すれば年間八〇個の核爆弾を造れるプルトニウム製造能力を持つことになる、というものである。米帝は、北朝鮮がこの「核疑惑」を否定しているにもかかわらず無条件の検査の受けを迫ってきた。他方で、朝鮮半島の包括的和平をめぐる四者会談（南北朝鮮、米国、中国）およびミサイル開発・「地下核施設」疑惑についての米朝会談が断続的に行われてきたが、合意にはほど遠い状況である。

米帝は、北朝鮮が再度の人工衛星（ミサイル）の発射実験を行つた場合や検査を最終的に拒否した場合には、軍事的手段をも含む「制裁措置」を発動する準備を怠いでいる。米帝のイラクに対する対応からすれば、北朝鮮のミサイル開発や核開発に関連していると米帝が認定した施設

自らの安保合意文書

連を中心とする国際社会における平和と安全を確保するための活動に積極的に協力する。(1)ガイドライン・関連法の協議で合意した「安全保障の基本的な考え方」は次の通り。

(1) 自由民主党と自由党は、当面の最大の政策課題の一つである安全保障政策のあり方に、(2)我が国は、日本憲法の理念に基づき、他国に譲る責任を果たしていくべきである。安全保障政策の決定は、政治のリーダーシップによつて行はれ、(3)国連を中心とする国際社会における平和と安全を確保するための活動に積極的に協力する。(4)政府が提出している周辺事態に対する対応、(5)米国への協力を通じ、日本安保体制の実力を強化するための活動に積極的に協力する。(6)我が国は、(7)周辺事態に対する対応、(8)米国への協力を通じ、日本安保体制の実力を強化するための活動に積極的に協力する。

1. 日本国憲法の平和主義理念

(1) 我が国は、日本憲法の平和主義、国際協調主義の理念に基づいて、(2)我が国は、(3)具体的には、(4)周辺事態に対する対応、(5)米国への協力を通じ、(6)我が国は、(7)周辺事態に対する対応、(8)米国への協力を通じ、(9)周辺事態に対する対応、(10)米国への協力を通じ、(11)我が国は、(12)周辺事態に対する対応、(13)米国への協力を通じ、(14)我が国は、(15)周辺事態に対する対応、(16)米国への協力を通じ、(17)我が国は、(18)周辺事態に対する対応、(19)米国への協力を通じ、(20)我が国は、(21)周辺事態に対する対応、(22)米国への協力を通じ、(23)我が国は、(24)周辺事態に対する対応、(25)米国への協力を通じ、(26)我が国は、(27)周辺事態に対する対応、(28)米国への協力を通じ、(29)我が国は、(30)周辺事態に対する対応、(31)米国への協力を通じ、(32)我が国は、(33)周辺事態に対する対応、(34)米国への協力を通じ、(35)我が国は、(36)周辺事態に対する対応、(37)米国への協力を通じ、(38)我が国は、(39)周辺事態に対する対応、(40)米国への協力を通じ、(41)我が国は、(42)周辺事態に対する対応、(43)米国への協力を通じ、(44)我が国は、(45)周辺事態に対する対応、(46)米国への協力を通じ、(47)我が国は、(48)周辺事態に対する対応、(49)米国への協力を通じ、(50)我が国は、(51)周辺事態に対する対応、(52)米国への協力を通じ、(53)我が国は、(54)周辺事態に対する対応、(55)米国への協力を通じ、(56)我が国は、(57)周辺事態に対する対応、(58)米国への協力を通じ、(59)我が国は、(60)周辺事態に対する対応、(61)米国への協力を通じ、(62)我が国は、(63)周辺事態に対する対応、(64)米国への協力を通じ、(65)我が国は、(66)周辺事態に対する対応、(67)米国への協力を通じ、(68)我が国は、(69)周辺事態に対する対応、(70)米国への協力を通じ、(71)我が国は、(72)周辺事態に対する対応、(73)米国への協力を通じ、(74)我が国は、(75)周辺事態に対する対応、(76)米国への協力を通じ、(77)我が国は、(78)周辺事態に対する対応、(79)米国への協力を通じ、(80)我が国は、(81)周辺事態に対する対応、(82)米国への協力を通じ、(83)我が国は、(84)周辺事態に対する対応、(85)米国への協力を通じ、(86)我が国は、(87)周辺事態に対する対応、(88)米国への協力を通じ、(89)我が国は、(90)周辺事態に対する対応、(91)米国への協力を通じ、(92)我が国は、(93)周辺事態に対する対応、(94)米国への協力を通じ、(95)我が国は、(96)周辺事態に対する対応、(97)米国への協力を通じ、(98)我が国は、(99)周辺事態に対する対応、(100)米国への協力を通じ、(101)我が国は、(102)周辺事態に対する対応、(103)米国への協力を通じ、(104)我が国は、(105)周辺事態に対する対応、(106)米国への協力を通じ、(107)我が国は、(108)周辺事態に対する対応、(109)米国への協力を通じ、(110)我が国は、(111)周辺事態に対する対応、(112)米国への協力を通じ、(113)我が国は、(114)周辺事態に対する対応、(115)米国への協力を通じ、(116)我が国は、(117)周辺事態に対する対応、(118)米国への協力を通じ、(119)我が国は、(120)周辺事態に対する対応、(121)米国への協力を通じ、(122)我が国は、(123)周辺事態に対する対応、(124)米国への協力を通じ、(125)我が国は、(126)周辺事態に対する対応、(127)米国への協力を通じ、(128)我が国は、(129)周辺事態に対する対応、(130)米国への協力を通じ、(131)我が国は、(132)周辺事態に対する対応、(133)米国への協力を通じ、(134)我が国は、(135)周辺事態に対する対応、(136)米国への協力を通じ、(137)我が国は、(138)周辺事態に対する対応、(139)米国への協力を通じ、(140)我が国は、(141)周辺事態に対する対応、(142)米国への協力を通じ、(143)我が国は、(144)周辺事態に対する対応、(145)米国への協力を通じ、(146)我が国は、(147)周辺事態に対する対応、(148)米国への協力を通じ、(149)我が国は、(150)周辺事態に対する対応、(151)米国への協力を通じ、(152)我が国は、(153)周辺事態に対する対応、(154)米国への協力を通じ、(155)我が国は、(156)周辺事態に対する対応、(157)米国への協力を通じ、(158)我が国は、(159)周辺事態に対する対応、(160)米国への協力を通じ、(161)我が国は、(162)周辺事態に対する対応、(163)米国への協力を通じ、(164)我が国は、(165)周辺事態に対する対応、(166)米国への協力を通じ、(167)我が国は、(168)周辺事態に対する対応、(169)米国への協力を通じ、(170)我が国は、(171)周辺事態に対する対応、(172)米国への協力を通じ、(173)我が国は、(174)周辺事態に対する対応、(175)米国への協力を通じ、(176)我が国は、(177)周辺事態に対する対応、(178)米国への協力を通じ、(179)我が国は、(180)周辺事態に対する対応、(181)米国への協力を通じ、(182)我が国は、(183)周辺事態に対する対応、(184)米国への協力を通じ、(185)我が国は、(186)周辺事態に対する対応、(187)米国への協力を通じ、(188)我が国は、(189)周辺事態に対する対応、(190)米国への協力を通じ、(191)我が国は、(192)周辺事態に対する対応、(193)米国への協力を通じ、(194)我が国は、(195)周辺事態に対する対応、(196)米国への協力を通じ、(197)我が国は、(198)周辺事態に対する対応、(199)米国への協力を通じ、(200)我が国は、(201)周辺事態に対する対応、(202)米国への協力を通じ、(203)我が国は、(204)周辺事態に対する対応、(205)米国への協力を通じ、(206)我が国は、(207)周辺事態に対する対応、(208)米国への協力を通じ、(209)我が国は、(210)周辺事態に対する対応、(211)米国への協力を通じ、(212)我が国は、(213)周辺事態に対する対応、(214)米国への協力を通じ、(215)我が国は、(216)周辺事態に対する対応、(217)米国への協力を通じ、(218)我が国は、(219)周辺事態に対する対応、(220)米国への協力を通じ、(221)我が国は、(222)周辺事態に対する対応、(223)米国への協力を通じ、(224)我が国は、(225)周辺事態に対する対応、(226)米国への協力を通じ、(227)我が国は、(228)周辺事態に対する対応、(229)米国への協力を通じ、(230)我が国は、(231)周辺事態に対する対応、(232)米国への協力を通じ、(233)我が国は、(234)周辺事態に対する対応、(235)米国への協力を通じ、(236)我が国は、(237)周辺事態に対する対応、(238)米国への協力を通じ、(239)我が国は、(240)周辺事態に対する対応、(241)米国への協力を通じ、(242)我が国は、(243)周辺事態に対する対応、(244)米国への協力を通じ、(245)我が国は、(246)周辺事態に対する対応、(247)米国への協力を通じ、(248)我が国は、(249)周辺事態に対する対応、(250)米国への協力を通じ、(251)我が国は、(252)周辺事態に対する対応、(253)米国への協力を通じ、(254)我が国は、(255)周辺事態に対する対応、(256)米国への協力を通じ、(257)我が国は、(258)周辺事態に対する対応、(259)米国への協力を通じ、(260)我が国は、(261)周辺事態に対する対応、(262)米国への協力を通じ、(263)我が国は、(264)周辺事態に対する対応、(265)米国への協力を通じ、(266)我が国は、(267)周辺事態に対する対応、(268)米国への協力を通じ、(269)我が国は、(270)周辺事態に対する対応、(271)米国への協力を通じ、(272)我が国は、(273)周辺事態に対する対応、(274)米国への協力を通じ、(275)我が国は、(276)周辺事態に対する対応、(277)米国への協力を通じ、(278)我が国は、(279)周辺事態に対する対応、(280)米国への協力を通じ、(281)我が国は、(282)周辺事態に対する対応、(283)米国への協力を通じ、(284)我が国は、(285)周辺事態に対する対応、(286)米国への協力を通じ、(287)我が国は、(288)周辺事態に対する対応、(289)米国への協力を通じ、(290)我が国は、(291)周辺事態に対する対応、(292)米国への協力を通じ、(293)我が国は、(294)周辺事態に対する対応、(295)米国への協力を通じ、(296)我が国は、(297)周辺事態に対する対応、(298)米国への協力を通じ、(299)我が国は、(300)周辺事態に対する対応、(301)米国への協力を通じ、(302)我が国は、(303)周辺事態に対する対応、(304)米国への協力を通じ、(305)我が国は、(306)周辺事態に対する対応、(307)米国への協力を通じ、(308)我が国は、(309)周辺事態に対する対応、(310)米国への協力を通じ、(311)我が国は、(312)周辺事態に対する対応、(313)米国への協力を通じ、(314)我が国は、(315)周辺事態に対する対応、(316)米国への協力を通じ、(317)我が国は、(318)周辺事態に対する対応、(319)米国への協力を通じ、(320)我が国は、(321)周辺事態に対する対応、(322)米国への協力を通じ、(323)我が国は、(324)周辺事態に対する対応、(325)米国への協力を通じ、(326)我が国は、(327)周辺事態に対する対応、(328)米国への協力を通じ、(329)我が国は、(330)周辺事態に対する対応、(331)米国への協力を通じ、(332)我が国は、(333)周辺事態に対する対応、(334)米国への協力を通じ、(335)我が国は、(336)周辺事態に対する対応、(337)米国への協力を通じ、(338)我が国は、(339)周辺事態に対する対応、(340)米国への協力を通じ、(341)我が国は、(342)周辺事態に対する対応、(343)米国への協力を通じ、(344)我が国は、(345)周辺事態に対する対応、(346)米国への協力を通じ、(347)我が国は、(348)周辺事態に対する対応、(349)米国への協力を通じ、(350)我が国は、(351)周辺事態に対する対応、(352)米国への協力を通じ、(353)我が国は、(354)周辺事態に対する対応、(355)米国への協力を通じ、(356)我が国は、(357)周辺事態に対する対応、(358)米国への協力を通じ、(359)我が国は、(360)周辺事態に対する対応、(361)米国への協力を通じ、(362)我が国は、(363)周辺事態に対する対応、(364)米国への協力を通じ、(365)我が国は、(366)周辺事態に対する対応、(367)米国への協力を通じ、(368)我が国は、(369)周辺事態に対する対応、(370)米国への協力を通じ、(371)我が国は、(372)周辺事態に対する対応、(373)米国への協力を通じ、(374)我が国は、(375)周辺事態に対する対応、(376)米国への協力を通じ、(377)我が国は、(378)周辺事態に対する対応、(379)米国への協力を通じ、(380)我が国は、(381)周辺事態に対する対応、(382)米国への協力を通じ、(383)我が国は、(384)周辺事態に対する対応、(385)米国への協力を通じ、(386)我が国は、(387)周辺事態に対する対応、(388)米国への協力を通じ、(389)我が国は、(390)周辺事態に対する対応、(391)米国への協力を通じ、(392)我が国は、(393)周辺事態に対する対応、(394)米国への協力を通じ、(395)我が国は、(396)周辺事態に対する対応、(397)米国への協力を通じ、(398)我が国は、(399)周辺事態に対する対応、(400)米国への協力を通じ、(401)我が国は、(402)周辺事態に対する対応、(403)米国への協力を通じ、(404)我が国は、(405)周辺事態に対する対応、(406)米国への協力を通じ、(407)我が国は、(408)周辺事態に対する対応、(409)米国への協力を通じ、(410)我が国は、(411)周辺事態に対する対応、(412)米国への協力を通じ、(413)我が国は、(414)周辺事態に対する対応、(415)米国への協力を通じ、(416)我が国は、(417)周辺事態に対する対応、(418)米国への協力を通じ、(419)我が国は、(420)周辺事態に対する対応、(421)米国への協力を通じ、(422)我が国は、(423)周辺事態に対する対応、(424)米国への協力を通じ、(425)我が国は、(426)周辺事態に対する対応、(427)米国への協力を通じ、(428)我が国は、(429)周辺事態に対する対応、(430)米国への協力を通じ、(431)我が国は、(432)周辺事態に対する対応、(433)米国への協力を通じ、(434)我が国は、(435)周辺事態に対する対応、(436)米国への協力を通じ、(437)我が国は、(438)周辺事態に対する対応、(439)米国への協力を通じ、(440)我が国は、(441)周辺事態に対する対応、(442)米国への協力を通じ、(443)我が国は、(444)周辺事態に対する対応、(445)米国への協力を通じ、(446)我が国は、(447)周辺事態に対する対応、(448)米国への協力を通じ、(449)我が国は、(450)周辺事態に対する対応、(451)米国への協力を通じ、(452)我が国は、(453)周辺事態に対する対応、(454)米国への協力を通じ、(455)我が国は、(456)周辺事態に対する対応、(457)米国への協力を通じ、(458)我が国は、(459)周辺事態に対する対応、(460)米国への協力を通じ、(461)我が国は、(462)周辺事態に対する対応、(463)米国への協力を通じ、(464)我が国は、(465)周辺事態に対する対応、(466)米国への協力を通じ、(467)我が国は、(468)周辺事態に対する対応、(469)米国への協力を通じ、(470)我が国は、(471)周辺事態に対する対応、(472)米国への協力を通じ、(473)我が国は、(474)周辺事態に対する対応、(475)米国への協力を通じ、(476)我が国は、(477)周辺事態に対する対応、(478)米国への協力を通じ、(479)我が国は、(480)周辺事態に対する対応、(481)米国への協力を通じ、(482)我が国は、(483)周辺事態に対する対応、(484)米国への協力を通じ、(485)我が国は、(486)周辺事態に対する対応、(487)米国への協力を通じ、(488)我が国は、(489)周辺事態に対する対応、(490)米国への協力を通じ、(491)我が国は、(492)周辺事態に対する対応、(493)米国への協力を通じ、(494)我が国は、(495)周辺事態に対する対応、(496)米国への協力を通じ、(497)我が国は、(498)周辺事態に対する対応、(499)米国への協力を通じ、(500)我が国は、(501)周辺事態に対する対応、(502)米国への協力を通じ、(503)我が国は、(504)周辺事態に対する対応、(505)米国への協力を通じ、(506)我が国は、(507)周辺事態に対する対応、(508)米国への協力を通じ、(509)我が国は、(510)周辺事態に対する対応、(511)米国への協力を通じ、(512)我が国は、(513)周辺事態に対する対応、(514)米国への協力を通じ、(515)我が国は、(516)周辺事態に対する対応、(517)米国への協力を通じ、(518)我が国は、(519)周辺事態に対する対応、(520)米国への協力を通じ、(521)我が国は、(522)周辺事態に対する対応、(523)米国への協力を通じ、(524)我が国は、(525)周辺事態に対する対応、(526)米国への協力を通じ、(527)我が国は、(528)周辺事態に対する対応、(529)米国への協力を通じ、(530)我が国は、(531)周辺事態に対する対応、(532)米国への協力を通じ、(533)我が国は、(534)周辺事態に対する対応、(535)米国への協力を通じ、(536)我が国は、(537)周辺事態に対する対応、(538)米国への協力を通じ、(539)我が国は、(540)周辺事態に対する対応、(541)米国への協力を通じ、(542)我が国は、(543)周辺事態に対する対応、(544)米国への協力を通じ、(545)我が国は、(546)周辺事態に対する対応、(547)米国への協力を通じ、(548)我が国は、(549)周辺事態に対する対応、(550)米国への協力を通じ、(551)我が国は、(552)周辺事態に対する対応、(553)米国への協力を通じ、(554)我が国は、(555)周辺事態に対する対応、(556)米国への協力を通じ、(557)我が国は、(558)周辺事態に対する対応、(559)米国への協力を通じ、(560)我が国は、(561)周辺事態に対する対応、(562)米国への協力を通じ、(563)我が国は、

に擁護し、「北朝鮮の脅威」を煽りたてることによって新ガイドライン関連法案の成立を強行し、侵略反革命戦争への総動員態勢をさらに大きくおし進めようとしている。先進的労働者人

アジア人民と連帶した総決起を

新しい年がはじまって一ヶ月が過ぎるが、戦後最悪の不況のもとでの労働者の生活破壊と諸権利のはく奪はひどくなるばかりである。このままでは生きていけない！このような労働者の苦悩と怒りがますます潜在的に拡大してきている。自自由連立政権と総対決し、政治闘争と労働運動の画面で、階級闘争の新たな前進を切りひらくために総力で奮闘しなければならない。

この二月における先進的労働者人民の任務は、第一に、新ガイドライン関連法案に反対する最も広範な労働者人民の決起を全力で促進し、その中心部隊として階級的労働運動の大膽な登場をかちとつていくことであり、これらのたたかいを反日帝国主義へと領導していくことにある。新ガイドライン関連法案とのたたかいは、朝鮮半島を当面の焦点としつつ、アジア太平洋全域における侵略反革命戦争態勢を築きあげようとする日米帝との総力をあげた闘争であり、そのための布陣をわが国階級闘争のなかに強固につくりだしていくための決定的な攻防である。われわれは、このたたかいを次のいくつかの側面においてその最先頭で領導することを呼びかける。

それはまず、新ガイドライン関連法案に反対する最も広範な労働者人民の総決起を推進していくことにある。大阪・扇町公園において一月二一日、「周辺事態法を廃案へ！戦争協力をしない、させない」・「二・二一関西集会」が大阪を中心とした全関西の労働者人民二八〇〇人の結集でたたかい取られた。さらに、二月一四日には東京・日比谷公会堂において、「春一番、新ガイドライン関連法案を吹きとばせ！」・「四戦」で開催される。また、「新ガイドライン関連法案を廃案へ！生活破壊と戦争協力を許さない三・二三京都集会」の準備が開始されるなど、各地域での三月のたたかいの準備も進行している。

これらのたたかいへの労働者人民の総決起を実現し、とりわけその中軸に階級的労働運動の大部隊を登場させていかねばならない。また侵略反革命戦争への総動員と対決する拠点をしっかりとつくりだしていくために、戦争への動員に反対する港湾労働者や自治体労働者のたたかいを断固として支援し、また沖縄における新たな軍民共用空港の建設をはじめとした全国の基地強化に反対するたたかいを促進し、戦争協力を拒否するように各地方自治体・地方議会議員に

民は、朝鮮半島の人民をはじめとしたアジア人民との連帯を強化し、このような日米帝の攻撃と総対決していかねばならない。

迫っていくようなたたかいなどが強化されいかねばならない。

そして、このような広範な労働者人民の決起を反日帝国主義へと領導していくことが先進的労働者人民の決定的に重要な任務となっている。

「北朝鮮の脅威」を煽りたてる日帝の動き

と連動して、右翼による朝鮮総連事務所への襲撃や一月二三日の大阪・枚方市での「南京一九三七」の上映会への宣伝カ一九〇台を連ねた妨害と会場への突入などの事態が頻発し、また自由主義史観派の策動がますます強まり、在日の生徒たちへの排外主義襲撃もまた各地で頻発している。このよくななかで、先進的労働者人民はあらゆる排外主義とたたかい、新ガイドライン関連法案に反対する広範な労働者人民の決起もとづくものをアジア人民に連帶した国際主義にもとづくものへと領導していかねばならない。アジア共同行動日本連と各地実行委員会は、前述したような東京・大阪・京都などでの最も広範な共同行動の一翼を担いつつ、二・一四集会へのフィリピン代表の参加をはじめ、これらのたたかいをアジア人民と連帶したものへと領導するためには他にかわるものがない重要な役割をはたしてきた。このような日本連と各地実行委員会のたたかいを断固として支持し、打ちつづく新ガイドライン関連法案とのたたかいをフィリピンや韓国をはじめとしたアジア各国・地域の労働者人民に連帶した、アジア規模での国際共同闘争の一翼となるたたかいへと全力で発展させていかねばならない。

第二の任務は、九九春闘の全過程を通して階級的労働運動の前進を切りひらき、労働者の経済闘争と新ガイドライン関連法案に反対する政治闘争をしっかりと結合して組織していくことにある。戦後最悪の不況のなかで、この九九春闘はまさに労働者の生存をかけたたたかいになろうとしている。左派労働組合を中心として「倒産・失業NO・キャンペーン運動」が開始され、二・一六春闘第一波権利総行動、二・二〇全国地域交流シンポジウム、倒産・失業NO・全国ホットラインの開設、三・四月の各地での集会や中央総行動などが準備されつつある。これらたたかいをぜひとも成功させていかねばならない。

ブルジョアジーの側は今春闘にのぞむにあたって、ベア・ゼロどころか賃金下げすら労働者に迫り、他方では昨年秋の労働基本法の改悪を

に引きつづいて労働者派遣法の改悪を推進し、労働者に失業と不安定雇用を強制していこうとしている。これらのブルジョアジーの攻撃を何としても粉碎しよう。そして、九九春闘のただから新ガイドライン関連法案に反対する広範な労働者人民の決起を組織していかねばならない。労働者の生活と権利を守るたたかいにとつて、倒産・失業・不安定雇用・賃金切り下げなどの強制とたたかうことと戦争への総動員とたかうことはまさに一体のものである。「倒産・失業NO・キャンペーン運動」を推進するよう左派労働組合こそが、新ガイドライン関連法案に反対する広範な共同行動の中心を担い抜いていかねばならない。

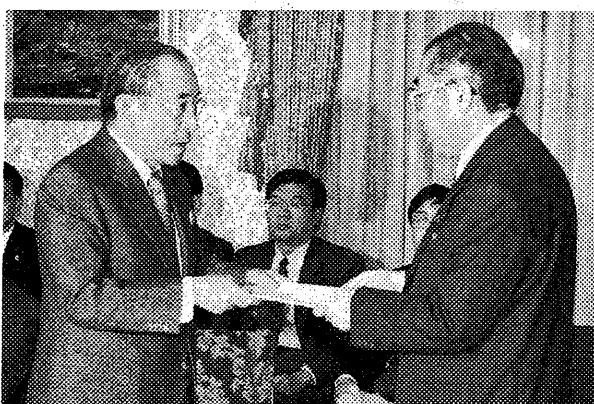
第三の任務は、IMF支配と対決して前進するアジア各国・地域の労働者人民のたたかい、とりわけ韓国における民主労総を中心とした労働者人民の巨大なたたかいへの連帶を強化し、AWCのもとでのアジア規模での日米帝の支配とたたかう国際共同闘争をさらに推進していくことにある。韓国では、「雇用・失業対策と財閥改革およびIMF対応のための汎国民運動本部」のもとに、昨年一月八日の七万人を結集した民衆大会に引きつづいて、二月一二日に全国同時多発で「整理解雇阻止、財閥解体、生存権死守、IMF反対民衆大会」が開催された。また民主労総は二月、整理解雇中断、教員労組法制化、医療保険統合、拘束労働者釈放・指名手配解除などの切実な五項目の要求を掲げて、李申用委員長が厳寒の国会前での二月三一日までの二三日間の断食籠城闘争に決起したことを探りはじめとして、総力をあげた決死的な闘争をたたかい抜いた。このような韓国の労働者人民のたたかいは、アジア経済危機とIMF支配のもとでの最も先進的なたたかいとなってきた。さらに韓国の先進的労働者人民は、日米帝によるアジア支配が強まるなかで、日本・フィリピン・台湾・インドネシア・ネパールなどAWCに参加する各国の先進的な労働組合・大衆組織との結合をさらに強化し、アジア人民の国際共同闘争を推進していくことをしている。アジア経済危機のもとで日本とアジアの労働者が生活破壊と労働法制改悪などの新自由主義政策にもとづく共通する攻撃に直面し、また朝鮮半島を焦点とした新ガイドライン安保下での日米帝の侵略反革命戦争の準備が進行するなかで、労働運動と政治闘争の両面で韓国の労働者人民との連帶を強化することは決定的な課題である。アジア共同行動日本連は、九五年のAWC第二回総会以降急速に発展してきた韓国の先進的労働者人民との連帶関係に立脚し、この課題に全効力で応えようとしている。

全国のたたかう労働者人民の皆さん！これら

の任務のもとに、二月におけるたたかいをわが同盟とともに総力で推進していこう。

。日本経済は二〇〇一年度には一%程度の本来の成長力（潜在成長力）を回復する。基礎年金は税方式に移行、厚生年金は三十年後の完全民営化を目指し公的年金の本格的な制度見直し。将来的に郵政三事業の経営形態のあり方を見直す。「十年間で二〇%削減」としている政府の国家公務員削減計画の大枠前倒しと削減率の拡大

中間報告の骨子▽



小渕首相に中間報告書を手渡す樋口議長（12月23日）

。直間比率の是正は不可欠で、消費税の増税はやがて不可避になる。基礎年金は税方式に移行、厚生年金は三十年後の完全民営化を目指し公的年金の本格的な制度見直し。将来的に郵政三事業の経営形態のあり方を見直す。

。日本経済は二〇〇一年度には一%程度の本来の成長力（潜在成長力）を回復する。基礎年金は税方式に移行、厚生年金は三十年後の完全民営化を目指し公的年金の本格的な制度見直し。将来的に郵政三事業の経営形態のあり方を見直す。

。日本経済は二〇〇一年度には一%程度の本来の成長力（潜在成長力）を回復する。基礎年金は税方式に移行、厚生年金は三十年後の完全民営化を目指し公的年金の本格的な制度見直し。将来的に郵政三事業の経営形態のあり方を見直す。

労働者に犠牲集中する経戦略会議中間報告

規制の緩和などを押し進めた。その結果、この独占資本の強化をめざした構造改革政策は、中小企業の相次ぐ倒産、大規模リストラによる失業率の急上昇、生活不安による消費縮小を加速させ、戦後最悪と言われる「財政構造改革法」は成立わずか半年で頓挫し、参院選で自民党は惨敗し橋本政権は退陣する。

経戦略会議の役割は、橋本政権がなしえなかつた抜本的な構造改革を実現するための戦略を再確定することであった。アジア経済危機の深まりのなかで、日帝はアジア経済を支える「景気回復」を米欧帝国主義から要求され、赤字国債を乱発して危機の先送りにひた走ってきた。しかし帝国主義間抗争のなかで劣勢に追い込まれた日帝にとって、「日本が先進国の先頭グループから脱落しないよう」（日経新聞社説）生き抜くためには、日帝独占資本の競争力を高める「日本経済の構造改革」を避けて通ることはできない。

経戦略会議は、今後二年間を「バブル経済の集中的清算期間」とし、デフレ悪循環などの危機を回避する経済政策をとりつつ、その一方で、行財政改革、地方分権、規制緩和、金融改革、教育改革、公共事業改革などの構造改革に励めば、二〇〇一年度には年一%程度の本来の成長力（潜在成長力）を回復することができる。再生のシナリオを描いている。改革の中心は「思い切った小さな政府への取り組み」であり、「財政バランスを回復するには政府支出の削減と増税のいずれか（あるいはそれらの組み合わせ）」が必要だ。労働者人民を脅し、「国民一人一人が改革の痛みを」引き受けろと迫っている。

中間報告は、その具体策として一六〇数項目にのぼる提言を行っている。それは大企業・銀行を極端に優遇するものであり、税金投入による銀行の不良債権処理の推進、引き続しき行われる法人税減税、企業の過剰設備処理についての税金の减免などが並んでいる。他方、労働者人民にとっては、大増税・失業・生活切下げを強要する極めて厳しいものとなっている。消費税増税、基礎年金の税率方式への移行、厚生年金の三〇年後の完全民営化と企業負担の廃止、国庫公務員の削減、行政の民間委託、国立大学の民営化等々。これらの労働者人民への犠牲をもって、「危機的な財政バランスを改善に向かわせる道筋」とするものである。深刻化する失業・雇用問題も、生活危機に直面する労働者のことなど一切考慮せず、「それはむしろ『新しい個人的資源大国』としての日本をつくる絶好の機会」と、不安定雇用労働者の拡大のトバ口にすることを提言している。

自立政権が推進

しかし、経戦略会議が当初構想した経済再生シナリオからすれば、今回の中間報告は日帝ブルジョアジーにとって不徹底なものとなつたことも事実である。経戦略会議は当初、構造改革の柱として財政健全化を全面的にうちだし、税収対策の切り札として「二〇〇三年度以降、消費税を毎年一%ずつ段階的に引き上げ、将来的に一〇%台にする必要がある」との試算をうちだした。また「小さな政府」の実現策として、財政投融資制度の五年以内の原則廃止」「郵政三事業の民営化」「二〇〇三年で公務員数の一〇%、一〇年で五〇%の削減」をうちだした。これらは自らの政権基盤への影響を懸念する首相官邸や堺屋経済企画庁長官、大蔵省・郵政省の強い抗議によって、中間報告ではいずれも具体的な値やタイムテーブルを消した抽象的でアイマイなものとさせられたのである。

日帝ブルジョアジーにとって、中間報告は大きな不満を残すものとなつた。経戦略会議は二月中旬に最終報告をまとめるが、樋口議長は一月二日、税制や財政・年金制度などの抜本的な構造改革を断行するためには、「政治の強い指導力が不可欠」

烽火

月刊

1部 200円
(通常号)

労働者人民の闘いの 進路を示す政治新聞

取り扱い書店

- 東京／明治大学生協（東京都千代田区）
- 横濱／模索舎（同・新宿区）
- 愛知／名古屋ユニタ（名古屋市千種区）
- 大阪／大阪ユニタ（大阪市天王寺区）
- 関西大学生協（大阪府吹田市）
- 兵庫／神戸大学生協（神戸市灘区）
- 京都／リーフル（京都市左京区）

烽火の定期購読をおねがいします

■郵送(密封)1年分………3,000円
2年分………5,000円

お申込みは大阪戦旗社まで

■郵便振替

四庫全書

銀行口注
第一鉢銀 551

第 勸銀 331 1038150

港湾大阪支部長の馬場徳夫さんは、昨年から労働法制改悪に反対するたかいと新ガイドライン関連法に反対するたかいとを結合して推進してきたことを報告し、自立連立政権を戦争準備内閣として厳しく批判し、

この集会には、全港湾・関生をはじめとした大阪の労働運動の大部隊を中心として、全関西から約二八〇〇人の労働者人民が結集した。

周辺事態法に反対し 二八〇〇人が結集！

予定である。大統領単獨の裁決を古く終し、実行監視機関に移行させることが決

ゴア副大統領直属の行政改革推進機関である「ナショナル・パフォーマンス・レビュー」を参考に、各省庁に対する「勧告権」など強力な権限を持つ実行監視機関を設置し、思い切った構造改革への取り組み状況を厳格に監視していくことがブルジョアジーの間で構想されてきたのである。その結果、当初三月に解散する。その代り、各路線議員が改めて選ばれる。

として首相が官房長官をD、Dとする「実行監視機関」を今春にも創設するよう提言する方針を明らかにした。その背景には、「何らかの監視体制を設けなければ、提言の多くが棚上げされ、言いつ放しに終わるかねない」（戦略会議）という日帝ブルジョアジーの強い焦燥感が存在している。具体的には、九三年にアメリカで「規制の数の半減」「公務員二五万人削減」などを執行した、

二二二

卷之三

する「実行監視機関」を今春にも創

一月一四日に発足した自自連立政権という“新保守合同”は、この動

だろう。自由党・小沢は、日帝ブルジョアジーの利益にたって行財政改革の推進を一貫して主張し、「福祉目的税」という名目で消費税増税の集中する構造改革とともに、日帝の権益擁護のための多国籍軍への参加・支援、PKF参加の凍結解除、ガイドライン関連法の制定など、侵略反革命戦争と改憲への道をひた走るうとしている。経済戦略会議が描く日帝の再生シナリオと労働者階級の利害対立は、深まる一方である。断固として、労働者人民を犠牲にした日帝ブルジョアジーの構造改革路線との闘争が強められなければならないのである。

• 100 •



労働者に犠牲の集中と有事立法制定を進める自民連立政権と対決しよう



南京大虐殺の事実否定した 東裁判不当判決を弾劾する

昨年一二月二一日、東京高裁において、南京虐殺事件の真実を明らかにしようとした一つの裁判に不当判決がくだされた。その裁判とは、京都府在住の元日本兵、東史郎さん（八六才）が戦場で書きつづった日記を出版したことに対し、その中にある南京虐殺の一場面に関して、虐殺の執行者であるもとの上官が東さんを名誉棄損（きそん）で訴えた裁判である。

東さんは一九九六年四月に第一審で罰金刑を宣告され、それを不当として控訴、新たに関西で弁護団が組織され控訴審をたたかってきた。東史郎さんと弁護団・支援団体は、東さんが目撃した日本軍の中国人虐殺事件（一九三七年一二月二日、南京城内で南京陥落後の「残敵掃討戦」に従事していた東さんの部隊の上官が、郵便袋に中国人男性を入れ、ガソリンをかけて火をつけ、引きずり回し、手榴弾をくくりつけて沼に落とし、爆死させた事件）が事実であることを六〇年をさかのぼって具体的に証明するという並大抵でない努力を引き受けて、以降二年間をたたかってきた。

東裁判の本質は何か

この裁判の本質は、断じて一個人の名誉棄損事件ではない。東さんが目撃した「郵便袋事件」を虚偽だとすることで、東日記全体を否定し、もって南京大虐殺そのものをなかつたことにしようとする目的をもつたものである。原告となつた元上官の後援組織は「南京事件をただす会」であり、その実体は旧日本軍将校の極右団体「偕行社」である。日本軍の大虐殺を歴史から抹消しようという勢力が、虐殺五〇年にあたる一九八七年に南京大虐殺を一兵士の立場で証言した東さんをスケープゴートに

しようと虎視眈々（こしたんだん）とチャンスを狙い、数年がかりでしにしようとした一つの裁判に不当判決がくだされた。その裁判とは、京裁判は、いわゆる南京事件まばろし記を出版したことに対し、その中にある南京虐殺の一場面に関して、虐殺の執行者であるもとの上官が東さんを名誉棄損（きそん）で訴えた裁判である。

東さんは一九九六年四月に第一審で罰金刑を宣告され、それを不当として控訴、新たに関西で弁護団が組織され控訴審をたたかってきた。東史郎さんと弁護団・支援団体は、東さんが目撃した日本軍の中国人虐殺事件（一九三七年一二月二日、南京城内で南京陥落後の「残敵掃討戦」に従事していた東さんの部隊の上官が、郵便袋に中国人男性を入れ、ガソリンをかけて火をつけ、引きずり回し、手榴弾をくくりつけて沼に落とし、爆死させた事件）が事実であることを六〇年をさかのぼって具体的に証明するという並大抵でない努力を引き受けて、以降二年間をたたかってきた。

許すまじき不当判決

判決公判は、もともと昨年一月二六日に行われることが決定していたのが、直前に裁判所の要請で約一カ月延期されている。もとの判決公判日は、ちょうど中国の江沢民首席が来日していた時期にあたり、不当判決はこの時期を意図的にはずした上で打ちおろされたものである。また去年春の本人陳述の終了後に、比較的事実関係に关心を示していた担当裁判官がどういう理由でか全員入れ替えられている。これらの事実は東京高裁が東さんの南京裁判をあくまで表向きは個人の名誉棄損裁判として扱い、中国政府を直接的に刺激することを避けながら、しかし実際には司法の名において公然と南京事

件まばろし派の主張を追認する道を選んだことを意味している。これまでの公判内容からして原告側さえ勝つとは信じていなかつた裁判であり、裁判は、いわゆる南京事件まばろし派、自由主義史観派を自称する人々との最前線のたたかいの一つとなってきた。

八六才になる東さんはそのことを明確に自覚して裁判闘争の先頭に立つたから、要請があれば全国どこへでも出かけ、侵略戦争の現実を次の世代に伝えるべく自らの体験を語ってきた。街宣車を連ねて自宅まで押しがけ、発煙筒を投げ込むなどの右翼の妨害と対決しながらの東さんの精力的な活動には深く頭の下がる思いがする。一審から足かけ六年間、二千日におよぶ東さんのこのようなたたかいに対して、東京高裁は一審判決を支持し、東日記を虚偽であると決めつけ、控訴を棄却したのである。われわれは、この不当判決を絶対に許さず、東さんのたたかいに共感する全国の人々とともに反撃を強めていかなくてはならない。



の責任を問うすべての裁判、戦後補償裁判に対して、よほど物証を持つと決めつけ、控訴を棄却したのである。われわれは、この不当判決を絶対に許さず、東さんのたたかいに共感する全国の人々とともに反撃を強めていかなくてはならない。

いっそう許せないのは、判決全体を貫いている度し難い中国人蔑視である。判決は、日本軍が中国人民を行方や敗残兵掃討戦と区別して、戦場における「殺人遊び」と規定する。そして、東日記が記録した郵便袋事件のような「遊び」に過ぎない行為のために、兵士が危険を侵すはずはないから、東日記に書かれた事件は事實ではなく東日記は創作であるといふのだ。また「殺人遊び」に過ぎない光景を記録した東日記出版のも

ある。自由主義史観派や、より洗練された形で登場する侵略戦争肯定論が、日本の民衆とりわけ若い世代にまきちらす害悪と正面からたたかうこと、侵略戦争とそれとともになう人の災禍に対する批判的感覚を磨滅させ、民族差別・民族排外主義・大國主義を植えつけ、天皇や国連といった大義名分によって自国の侵略行為を容認させていく攻撃に対して、徹底した大衆的反撃を組織していくことが必要である。今回の不当判決に対する反撃は、東史郎さんは「私は断じて、東史郎さんは「私は断じて引っこみません」と反撃を宣言している。歴史の審判を求める東さんのたたかいを支援し、侵略戦争を支えるイデオロギーを人民の間にまきちらす勢力とのたたかいをすべての職業しよう！」



「ウトロに住み続けるぞ」と声を上げるウトロ地区
住民らのデモ（宇治市大久保町）

京都府宇治市のウトロ地区に住む在日朝鮮人・韓国人約七〇世帯が不動産会社「西日本殖産」によって建物撤去と土地の明け渡しを求められていた裁判で、一二世帯・一三人に対する控訴審判決が、さる一二月二日に、大阪高裁で言い渡された。大阪高裁（山本恒夫裁判長）は、第一審の京都地裁と同じく、住民側全面敗訴の判決を打ち下ろし、住民に立ち退きを命じた。在日朝鮮人・韓国人の生きる権利すら奪うこの不当判決を、われわれは激しく弾劾しなくてはならない。

戦後責任を全く無視

一九八九年に始まったこのウトロ訴訟は、昨年を通じて四つの第一審判決が下されている。それはいずれも住民側敗訴の不当判決であった。今回の控訴審は、昨年の一月三〇日と二月三日に京都地裁で下された判決を不服とする住民側が控訴した控訴第一陣であったが、住民側が求めている新たな証人尋問の要請も取り上げられないままに、極めて早いペースで審理が進められてきた。また一月二八日には京都地裁で残る最

判決が下されている。それはいずれも住民側敗訴の不当判決であった。

このウトロ問題の解決はありえない

緯と日本の戦争・戦後責任をくみ取った司法判断であった。しかし大阪高裁の判決は、第一審と同様に、そのような住民の要求に触ることはまったくなかった。しかしその点を正面から取り上げることなくして、このウトロ問題の解決はありえない

のである。

ウトロ地区はそもそも日帝のアジア侵略戦争の遂行の過程で進められた軍事飛行場建設のための飯場であった。一九四〇年から日本政府・通信省、京都府、日産車体の前身である日本国際航空工業などによって行われたこの飛行場建設のために朝鮮人労働者一三〇〇人が集められた。これがウトロが在日朝鮮人・韓国人の街として形成されるはじまりである。過酷な条件のなかでの労働を強いられた朝鮮人労働者とその家族は、日帝の敗戦以降は今度は日本政府からの何の補償もないまま放置された。そうしたなかでウトロに残つた朝鮮人たちは、差別排外主義やGHQ・日本政府の弾圧・抑圧に抗しながら、団結して生活を守り抜いてきた。他方で、かつて軍需会社として政府の手厚い保護のもと朝鮮人労

がウトロに住むに至った歴史的な経緯と日本の戦争・戦後責任をくみ取った司法判断であった。しかし大阪高裁の判決は、第一審と同様に、そのような住民の要求に触ることはまったくなかった。しかしその点を正面から取り上げることなくして、このウトロ問題の解決はありえない

のである。

「被告」として裁く裁判そのものの不當性を示している。告発され、裁かれるべきは日帝の侵略戦争・植民地支配であり、その後一貫して在日朝鮮人・韓国人への補償を行ってこなかつた日本政府であり、さらに自らの戦争犯罪を隠蔽し、自らの生き残りのために在日朝鮮人・韓国人を

儀式にしてきた日産車体の側にほかならない。今回の高裁判決は、そのような日帝・ブルジョアジーの戦争・戦後責任を免罪し、在日朝鮮人・韓国人の生きる権利すら奪う許すことのできない判決である。

午後三時からは、参加者はウトロ農楽隊を先頭にして、町内を練り歩いて、不当判決に抗してあくまでウトロに住みぬく意志を全町内にアピールし、その後ウトロの土地を住民に何の相談もなく売り払った日産車体・京都工場の周辺を「ウトロに住み続けるぞ!」などの声をあげながらデモをした。

裁かれるべきは日帝

この高裁判決が出された翌日の一二月二三日午後一時から、ウトロ地区的「ウトロ広場」で、不当判決に抗議する。あくまでウトロに住み抜く住民の意志を示す住民集会が行われた。この取り組みには住民をはじめとして、支援者の市民・学生など約一五〇人が集まつた。

集会は、ウトロ弁護団の顧問弁護士である中田政義さんの判決報告で決の要点を説明し、「こちら側が訴えてきた居住権のふれられていない」

判決弾劾し住民集会

この高裁判決が出された翌日の一二月二三日午後一時から、ウトロ地区的「ウトロ広場」で、不当判決に抗議する。あくまでウトロに住み抜く住民の意志を示す住民集会が行われた。この取り組みには住民をはじめとして、支援者の市民・学生など約一五〇人が集まつた。

午後三時からは、参加者はウトロ農楽隊を先頭にして、町内を練り歩いて、不当判決に抗してあくまでウトロに住みぬく意志を全町内にアピールし、その後ウトロの土地を住民に何の相談もなく売り払った日産車体・京都工場の周辺を「ウトロに住み続けるぞ!」などの声をあげながらデモをした。

★ ★ ★

一月二八日、京都地裁は、ウトロ訴訟で、地裁での判決が最後に残っていた二世帯・三一人に対しても、やはり住民側敗訴の判決を下した。不当判決を許さず、ウトロ住民への戦後補償をかちとろう。

ウトロ裁判高裁判決弾劾 住民の立ち退きを許さない

